

- ①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑭保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知、
 - ・訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ②居宅介護支援事業者等との連携、③健康手帳への記載
- は居宅療養管理指導について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類、利用料及びその他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
 - ③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
 - ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
 - ①管理者の責務
- については、居宅療養管理指導について準用する。

6 通所介護

1. 基本方針

- ・指定居宅サービスたる通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・事業者は、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

- ① 生活相談員、介護職員、看護職員各1名ずつを専従とし、生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤とすること
- ② 定員が15名を超える場合には、定員が5又はその端数を増すごとに介護職員を1名増加させること
- ③ ただし、定員が10名以下の場合には生活相談員1名及び介護職員又は看護職員のいずれか1名を専従とし、かつ、これらの職員のうち1名以上を常勤とすること
- ④ 機能訓練指導員（兼務可）
日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

(2) 管理者

常勤の管理者1名を置くこと

- ① 当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員又は機能訓練指導員との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

3. 設備に関する基準

(1) 食堂

(2) 機能訓練室

- ① 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人あたり3㎡以上であること
- ② 食堂と機能訓練室は兼用可
ただし、サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること

(3) 静養室を設けること

(4) 相談室

遮蔽物を設置するなど会話内容が漏洩しない配慮をすること

(5) 事務室を設けること

(6) その他必要な設備を設けること

※ 相互のサービス提供に支障がない場合は他の施設等の利用も差し支えない。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定通所介護を提供した際は、利用料として、当該指定通所介護について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・ 事業者は、指定通所介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定通所介護に係る法第4

1条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。

- ・ 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
 - 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの実施に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額を超える費用
 - 三 食材料費
 - 四 おむつ代その他通所介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定通所介護の基本取扱方針

- ・ 指定通所介護は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、機能訓練等の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

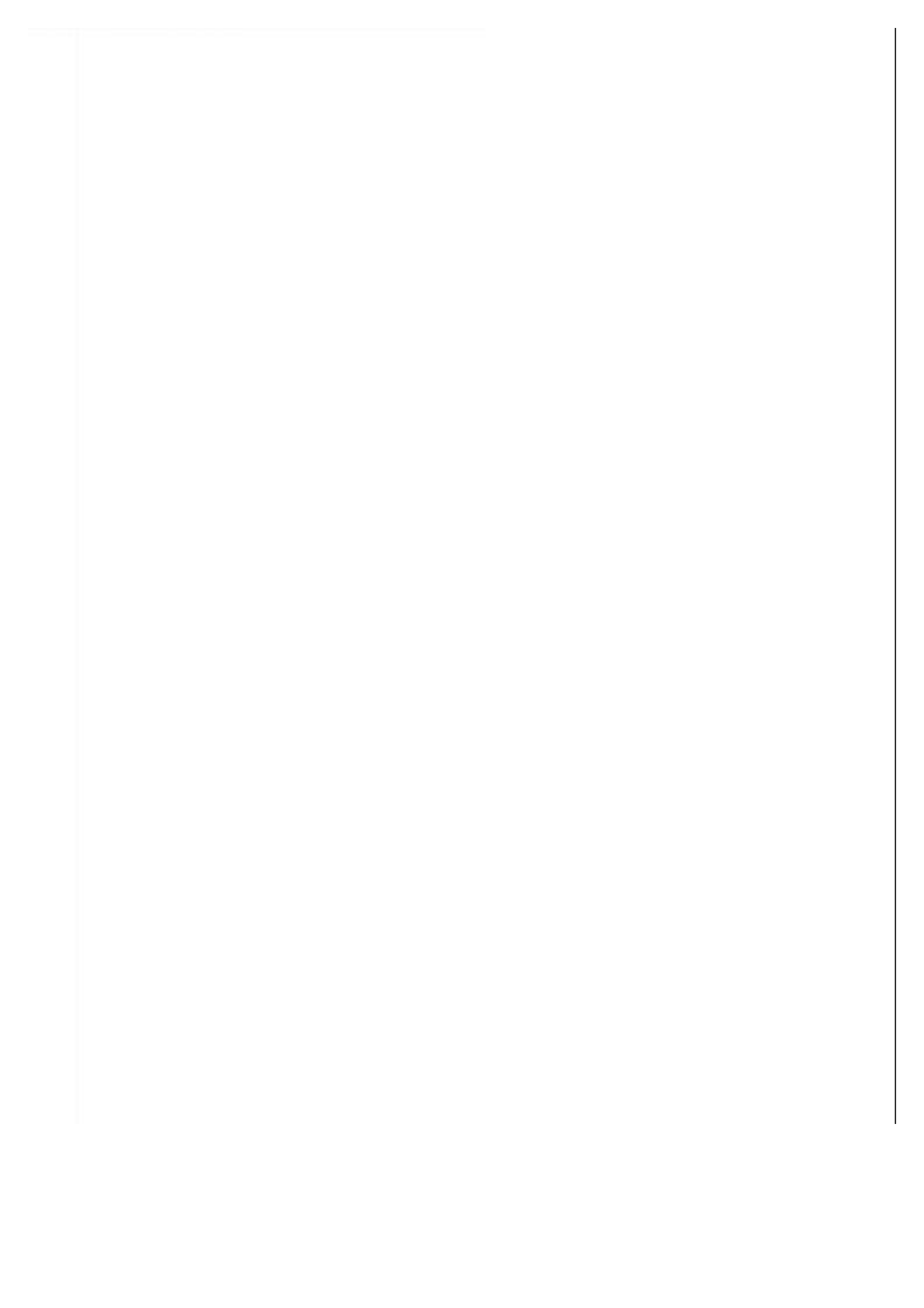
③ 指定通所介護の具体的取扱方針

指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所介護の実施に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- 二 事業所の従業者は、指定通所介護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指し、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。特に、痴呆性老人に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 五 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

④ 通所介護計画の作成

- ・ 管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。



④ 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

⑤ 衛生管理等

- ・ 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ・ 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑥ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ⑤ 揭示、⑥ 秘密保持等、⑦ 広告、⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨ 苦情処理、⑩ 損害賠償、⑪ 会計の区分、⑫ 記録の整備
 - ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
 - ① 管理者の責務
- は通所介護について準用する。

5. 基準該当サービスに関する基準

(1) 人員に関する基準

① 従業者

- イ. 生活相談、介護、看護に従事する者各1名ずつを専従とすること。
- ロ. 定員が15名を超える場合には、定員が5又はその端数を増すごとに介護に従事する者を1名増加させること
- ハ. ただし、定員が10名以下の場合には生活相談に従事する者1名及び介護又は看護のいずれかに従事する者1名を専従とすること
- ニ. 機能訓練指導に従事する者(兼務可)
日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

② 管理者

- 管理者1名を置くこと
- イ. 当該事業所の生活相談、介護、看護、機能訓練指導に従事する者との兼務可
- ロ. 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者(管理者を含む)との兼務可

(2) 設備に関する基準

① 食事を行う場所

② 機能訓練を行う場所

- イ. 食事及び機能訓練を行うための場所については、合計面積が1人あたり3㎡以上であること
- ロ. 食事を行う場所と機能訓練を行う場所は兼用可
- ハ. サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること

- ③ 静養のための場所を確保すること
- ④ 相談のための場所を確保すること
遮蔽物を設置するなど会話内容が漏洩しない配慮をすること
- ⑤ 事務・連絡のための場所を置くこと
- ⑥ その他必要な設備
相互のサービス提供に支障がない場合は他の施設等の利用も差し支えない。

(3) 運営に関する基準

4. の基準（(1) ⑤及び(2) ⑥により準用する基準を含む。）のうち、
 (1) の①のうち法定代理受領サービス提供時の利用料の徴収に係る部分、
 (1) ⑤により準用する訪問介護の「⑧法定代理受領サービスを受けるための援助」及び(2) の⑥により準用する「⑨苦情処理」のうち国民健康保険
 団体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。

7 通所リハビリテーション

1. 基本指針

- ・ 指定居宅サービスたる通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定通所リハビリテーションの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員等に関する基準

(1) 病院又は診療所（(2) の基準が適用されるものを除く。）の場合

- ① 医師：専任常勤1人
要介護者等：医師＝40：1
- ② 専従する従業者2人
要介護者等：専従従業者＝20：2
20人を1単位とし、1日2単位を限度
- イ. 作業療法士若しくは理学療法士又は経験を有する看護婦（ただし、経験を有する看護婦の場合は、1単位につき週1日以上作業療法士又は理学療法士が勤務する）
- ロ. イ以外の者については、看護婦又は准看護婦で差し支えない
- ハ. 介護職員
実情に応じた適當数

(2) 診療所（(1)の基準が適用されるものを除く。）の場合

- ① 医師：専任1人
要介護者等：医師＝40：1
- ② 専従する従業者2人
要介護者等：専従従業者＝10：2
10人を1単位とし、1日2単位を限度
ア. 作業療法士若しくは理学療法士又は経験を有する看護婦
イ. ア.以外の者については、介護職員で差し支えない

(3) 介護老人保健施設の場合

- ① 医師
入所定員の3割を超える通所要介護者等の数を200で除した数以上
(入所定員が100人に満たない施設で常勤医師が1人以上配置されている場合には、100から入所定員を除いた数に入所定員の3割を加えた数を超える通所者数の数を200で除した数以上)
〔通所定員－{(100－入所定員)＋入所定員の3割}〕／200
- ② 理学療法士又は作業療法士 通所要介護者等の数を100で除した数以上
- ③ 看護・介護職員 通所要介護者等：看護・介護職員＝10：1（専従）
専任の看護職員を少なくとも1名配置（入所者処遇業務との兼務を行っても差し支えない）
- ④ 支援相談員 通所要介護者等の数を100で除した数以上

3. 設備に関する基準

(1) 病院の場合

- ① 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設を有すること
イ. 45㎡以上の面積を有すること
ロ. 1単位の要介護者等の1人当たりの面積が3㎡以上であること。
- ② 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械・器具を具備すること

(2) 診療所の場合

- ① 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設を有すること
イ. 30㎡以上の面積を有すること
ロ. 1単位の要介護者等の1人当たりの面積が3㎡以上であること
- ② 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械・器具を具備すること

(3) 介護老人保健施設の場合

- ① 通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設を有すること
・ 要介護者等1人当たりの面積が3㎡以上であること。
* 通所リハビリテーションを行う要介護者等用に食堂面積を確保している場合は、これも算入可

- ② 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械・器具を具備すること

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針

- ・ 指定通所リハビリテーションは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、必要なリハビリテーションに関する目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

② 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針

指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 事業所の従業者は、指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- 三 常に、利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆性老人に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 四 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録等に記録する。

③ 通所リハビリテーション計画の作成

- ・ 医師及び理学療法士、作業療法士その他専従する従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- ・ 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- ・ 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

④ 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑦法定代理受領サービスを受けるための援助、⑧居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑨居宅サービス計画の変更の援助、⑩サービスの提供記録の記載、⑪保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑫利用者に関する市町村への通知、
 - ・訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ②居宅介護支援事業者等との連携、③健康手帳への記載、
 - ・通所介護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ①利用料等の徴収
- は、通所リハビリテーションについて準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 管理者等の責務

- ・ 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専従する看護婦のうちから指定通所リハビリテーションサービスの提供に係る責任者を選任し、必要な管理をさせることができる。
- ・ 管理者及び責任者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

② 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所リハビリテーションの定員
- 五 指定通所リハビリテーションの内容、利用料及びその他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

③ 衛生管理

- ・ 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- ・ 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
 - ⑤掲示、⑥秘密保持等、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、

- ⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
 - ・通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
 - ②勤務体制の確保等、③定員の遵守、④非常災害対策
- は、通所リハビリテーションについて準用する。

8 短期入所生活介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定短期入所生活介護の事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ①当該事業所の常勤の生活相談員、介護・看護職員又は機能訓練指導員との兼務可
- ②利用定員が40人未満の事業所については、併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(2) 医師を置くこと（嘱託可）

(3) 生活相談員

100：1以上

1名以上を常勤で配置すること

(4) 介護職員

(5) 看護職員

上記(4)、(5)の職種については

利用人員：職員数＝3：1以上

*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

- ・ 職種ごとに1名以上を常勤で配置すること。
- ・ 非常勤職員を充てる場合は、その勤務時間数の合計が、常勤職員を充てた場合の時間数以上となること。